

令和3年度第12回山口市農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和4年2月17日(木)午前9時30分～午前10時10分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中14名)

伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、小野 基之、
神田 一夫、恒冨 竹司、徳田 文雄、長尾 誠大、藤村 守、
藤原 敏郎、原田 好子、安田 敏男、安野 正純

(2)欠席委員(10名)

荒瀬 澄枝、上田 正士、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
重國 誠司、中川 恵美子、山根 伊都子、山根 良男、吉冨 崇子

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・宮崎

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和3年度第12回総会を開会いたします。

先月に続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小しての開催となります。よろしくお願いします。

本日の出席委員は、24名中、出席14名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

徳田 文雄委員及び長尾 誠大委員にお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、芝崎町、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は52アールとなります。

議案第2号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、会社役員兼農業を営む者です。

取得後の経営規模は、49アールとなります。

議案第3号、徳地伊賀地、有償移転です。

申請人は市内に居住し、農業兼建築業を営む者です。

取得後の経営規模は54アールとなります。

議案第4号、徳地八坂、有償移転です。

申請人は市内に居住する、農業兼製造業を営む者です。

取得後の経営規模は30アールとなります。

議案第5号、阿東地福上、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、114アールとなります。

議案第6号、阿東地福下、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、会社員兼農業を営む者です。

取得後の経営規模は110アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見無し】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案5ページをお開きください。合わせて、参考位置図7ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第7号、平井、用途地域内の第3種農地に自治会用のごみ置場を移設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第8号、小郡山手上町、用途地域内にある、第3種農地に共同住宅を建築するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見無し】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案7ページをお開きください。合わせて、参考位置図9ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第9号、大内御堀、集団的に存在する第1種農地に資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第10号、平井、用途地域内の第3種農地で共同住宅用の宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第11号、鑄銭司、農用地域内の農地で、県営鑄銭司地区農業競争力農地整備事業の計画に従い、創設換地予定地である申請地を借受け、農機具格納庫、育苗スペース、資材置場を整備するものです。

この事案につきましては、農用地域を対象とした農地転用ですが、換地処分が終了するまでの一時的な転用であり、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和6年12月31日までに原状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第12号、江崎、小団地の第2種農地に進入路及び駐車場を整備するものです。

議案第13号、深溝、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第14号、深溝、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第15号、佐山、集団的に存在する第1種農地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第16号は取り下げられました。今後計画を変更して提出されるとのことです。

議案第17号、阿知須、用途地域内にある、第3種農地に自己用住宅を建築するものです。

議案第18号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、徳地八坂、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に貸資材置場及び貸駐車場を整備するものです。

議案第21号、阿東徳佐中、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、阿東徳佐中、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委

員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

21号議案と22号議案につきましては、同じ申請者で内容も同じですので、個人と会社で分けた議案ということで良いですか。

事務局

そうですね。22号の議案につきましては法人さんで、21号につきましては、その法人の代表者の方が申請人となっております。

A 委員

1000㎡を超えたら開発許可行為になるのですか。ひとりの人の場合、太陽光の場合でも開発行為許可になるのですか。

事務局

太陽光でも、1000㎡を超えれば開発の許可ではなく、届けを出さないといけなくなります。農業委員会としては、許可の場合は開発許可と同時施行となります。いつも議案で説明していることですが、届出のほうは、届けを出しているかどうかを確認して、うちの方で許可しています。太陽光は届出しかなないので、届出の提出を依頼しています。

議長

他にはございませんか。

【特に無し】

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第16号を除くすべてを「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第9号、議案第11号、議案第15号、議案第19号については、山口県ネットワーク機

構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。
続きまして、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案18ページを御覧ください。合わせて参考位置図21ページをお開きください。

申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第23号、陶、農用地区域内の農地です。
農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。
御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました納税猶予適格者証明について、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見無し】

議長

それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。
納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案19ページをお開きください。

議案第24号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、合計25筆 39,724 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見無し】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

なお、今回は農用地利用配分計画に対する意見聴取はございません。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案21ページをお開きください。

議案第25号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおりで、除外申請が6件、

2,144.69㎡、用途変更が2件、1,053.48㎡、編入申請が26件、15,030.4㎡でございます。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見無し】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。合わせて、参考位置図23ページを御覧ください。

議案第26号から議案第33号について、御説明いたします。

北部地区1件、中央地区2件、川東地区1件、徳地地区1件、阿東地区3件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものとして申請がなされています。

なお、このうち議案第32号につきましては、阿東地区協議会において「現況証明を発行しないことが適当」という審議結果になっておりますので、後ほど別に御説明します。

議案第26号から議案第29号につきましては、昭和45年10月以降で20年

以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第30号、議案第31号、議案第33号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。なお、議案第32号は「証明書を発行しないことが適当」という地区協議会での協議結果が出ていますので、まずは議案第32号を除いた議案について審議を行います。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見無し】

議長

特に意見がないようですので、議案第32号を除いた議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、議案第32号を除く現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、現況証明の議案第32号についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局

議案23ページをお開きください。合わせて、参考位置図37ページを御覧ください。

議案第32号については、平成3年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものとして、証明の申請がなされています。

当該農地につきましては、農業委員並びに農地利用最適化推進委員で現地調査を行ったところ、現況の荒廃は進んでおらず、山口市農業委員会現況証明交付事務取扱要領第3条に定める「荒廃地」には該当しないものと判断がなされました。

この現地調査の結果を踏まえ、阿東地区協議会において審議した結果、当該農地は農地法第2条第1項に定める「農地」に該当するため、現況証明を発行しないことが妥当であるとの見解が示されています。

申請内容が「荒廃で面積が500㎡以上」ですので、本日の会議にお諮りし、証明発行の可否について審議をお願いするものです。

議長

それでは、議案第32号の議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

A 委員

現状の33号と32号につきましては、ほぼ同じような場所であるという認識で良いのですか。道を挟んでなど。

事務局

道を挟んで右と左です。

A 委員

片方の荒廃は、議案第32号のほうの荒廃が少ないということになるのですか。議案第33号でも場所によっては、結構荒廃していないようなところがあるのですが。こっちが良くてこっちは悪いというのは何か理由があるのですか。

事務局

位置的には左右対称でございます。

それで、この度の議案第32号の証明書を発行しない農地につきましては、現況を確認しましたら、セイタカアワダチソウであるとか、ススキであるとか、人力で刈り取りが出来る、あるいはトラクターを入れれば、いつでも耕作が出来る状態に見受けられたものでございます。

一方、証明書を発行する議案第33号でございますが、今、写真ではなかなか見えづらいかもしれませんが、カヤやセイタカアワダチソウ、さらにここには樹木が既に生えております。樹木が5・6本、わりと大きいものが生えておりますので、人力ではない、いわゆる農業用機械では農地に返すことが出来ない状況であることもございまして、証明書を発行するもの、あるいは発行できないものというような、阿東地区協議会での判断がなされたものでございます。

A 委員

ありがとうございました。その辺が事実であれば、納得はするのではないかと
思っているところでございます。

議長

特に意見がないようですので、議案第32号について採決を行います。現況
証明を発行しないことに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明については発行しないことといたします。

議長

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一
覧表を御覧ください。1月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、
記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありま
したらお願いします。

【意見無し】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

以上、令和3年度第12回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年2月17日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 徳田 文雄

署名委員 長尾 誠大

記 録 者 宮崎 武志